

きりしまMワゴン運送約款

1. サービス内容

きりしまMワゴンは、霧島市（以下「当市」という。）が指定する運行区域内において、会員（きりしまMワゴン運送約款の記載事項に合意の上、会員登録をした者をいう。以下同じ。）の予約に応じ、特定の停留所間を定額運賃で運送する乗合運行サービス（以下「本サービス」という。）です。
本サービスの利用条件は、関係法令のほか、きりしまMワゴン運送約款（以下「本約款」という。）によるものとします。

2. 本約款への同意

会員登録申込書が当市に到達（インターネットによる申込の場合、申込フォームでの登録完了）したことをもって、会員は本約款に同意したものとみなします。

3. 会員条件

会員は、小学生以上で次の各号のいずれにも該当する方とします。なお、小学生又は中学生の会員登録には、保護者の同意が必要です。

(1)

当市に居住し又は定期的に当市を訪問する方

(2)

自身又は介助者の補助により、コールセンターへの連絡及び運行車両の乗降ができる方

4. 利用開始

本サービスは、次に掲げる申込方法に応じ利用が開始されます。

申込方法	利用の開始
書面による会員登録申込書の送付若しくは当市への提出	郵送若しくは当市窓口により会員証を受け取った後
インターネットによる申込フォームへの登録	メールにより利用者番号を受信した後

5. 運賃

運賃は次に掲げる金額です。会員は、乗車時に、当市が委託した旅客自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に対し、現金及び利用可能な決済方法にて運賃を支払うものとします。

区 分	金 額
中学生以上	300円
小学生、障がい者等（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方及びその付添人1人をいう。）	150円
未就学児	無 料

6. 停留所の更新

停留所は「きりしまMワゴン運行マップ」に掲載します。停留所の増減により運行マップに変更が生じた場合、原則として、市ウェブサイト上の電子データのみを更新するものとし、紙媒体の更新は行わないものとします。

7. 運行車両（乗客定員）

トヨタ ノア ハイブリッド ウェルジョイン（乗客定員6人）

8. 運行経路

運行経路は、乗合や予約の状況や交通事情等を踏まえ運送事業者が決定します。過去の利用時と同一経路による運行を約することはできません。

9. 運行日時及び予約受付期間

(1) 運行日時

中心市街地	溝辺地区
月・火・水・木・金・土曜日　8：30～16：30	水・金曜日　8：30～16：30

※祝日も運行します。年末年始（12/29～1/3）、不可抗力（天候不順、車両の不具合等をいう。以下同じ）の発生により当市が運休を決定した日は運休となります。

(2) 予約受付期間

	コールセンターへの電話予約	インターネットによる予約
受付日時	月～土曜日　8:30～16:30　ただし、年末年始（12/29～1/3）を除く。	年中無休　24時間
受付期間	利用希望日の2週間前から利用希望日時の30分前まで受付。 ただし、コールセンターの予約開始時間は8時30分。	利用希望日の2週間前から利用希望日時の30分前まで受付。

(3) 予約取消の際の対応

不可抗力の発生により予約を取り消すことがあります。その場合は、コールセンターより、予約者（登録済電話番号）にその旨を連絡します。

10. 乗車希望方法

- (1)

本サービスの利用には電話又はインターネットによる予約が必要です。当該予約以外による利用はできません。
- (2)

保護者が同伴する場合を除き、小学生の利用時は保護者による予約が必要です。
- (3)

トランクに収まる場合に限り、手押し車、ベビーカーの持込は可能です。これらの持込を希望される場合は、電話予約時にその旨をお伝えください。
- (4)

ベビーシート、チャイルドシート及びジュニアシートの設置はできません。

11. 変更・キャンセル

乗車日時の変更又はキャンセルを希望する場合、コールセンター又はインターネットで速やかに手続きを行ってください。

12. 到着時間

- (1)

乗合の状況や交通事情等により、停留所への到着時刻が前後する可能性があります。
- (2)

乗車予約時間の5分前には停留所にお越しください。
- (3)

予約時の出発・到着の時間は目安であり、確約するものではありません。大幅な遅延が予想される場合、コールセンターから予約者（登録済電話番号）にその旨を連絡しますので、利用時は携帯電話を持参してください。

13. 会員の遅延

予約時間になっても停留所に不在である場合、当該会員の運行予約を取り消します。

14. 乗車の拒否

他の旅客の迷惑となるおそれがある場合、旅客自動車運送事業運輸規則（運輸省令第44号）第13条の規定により、会員の乗車を拒否することがあります。

15. 会員資格の取消し

次のいずれかに該当する場合、会員資格を取り消すことがあります。

- (1)

会員登録に記載された情報が虚偽の内容であった場合
- (2)

第13条及び第14条規定により、複数回、予約の取消及び乗車の拒否があった場合
- (3)

第20条（反社会的勢力の排除）の誓約に違反した場合
- (4)

前号に掲げる事項のほか、本サービスを提供し難い事由がある場合

16. 同乗者の取扱い

同乗者（第1条に規定する会員登録を受けていない方をいう。以下同じ。）の取扱いは、次の各号に掲げるとおりです。

- (1)

会員と同一停留所で乗降車する場合に限り、同乗者の利用が可能です。
- (2)

会員が同乗者の利用を希望する場合、電話予約の際に同乗者の人数及び氏名を申し出ください。なお、インターネット予約の場合は、乗者人数を入力してください。
- (3)

前号に規定する申し出若しくは入力がない場合、又は会員の乗車に支障が生じる場合は、同乗者の利用をお断りする場合があります。
- (4)

本約款の規定は、同乗者に準用するものとします。

17. 運送契約の成立

- (1)

会員の乗降及び運送（運送の引受け、旅客の生命又は身体を害した場合の責任をいう。）は、運送事業者と会員との間で適用される運送契約（旅客自動車運送事業標準運送約款等）によります。
- (2)

運送事業者と会員との間の運送契約は、会員の乗車時に成立するものとします。
当市は、運送契約の成立を約する立場になく、運送契約の不成立について責任を負わないものとします。

18. 当市の免責

次の各号に掲げる場合、当市は会員に対する損害賠償責任を負わないものとします。ただし、当市に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。

- (1)

本サービスに係る車両、乗降及び運送により生じた一切の損害、損失、事故、紛争
- (2)

通信不具合によるシステム障害により生じた一切の損害、損失、事故、紛争
- (3)

コールセンター及び会員間における紛争
- (4)

会員による車両及び停留所への忘れ物
- (5)

第8条（運行経路）、第9条（運行日時及び予約受付期間）、第12条（到着時間）、第13条（会員の遅延）、第14条（乗車の拒否）、第15条（会員資格の取消し）、第16条（同乗者の取扱い）、第23条（コールセンターの稼働中断・停止）、第24条（本サービスの中止・終了）に定める事由が生じた場合
- (6)

会員の故意又は過失により生じた紛争

19. 会員の責任

会員の故意又は過失により当市が損害を受けた場合、当該会員に対し、損害賠償を求めることがあります。

20. 反社会的勢力の排除

会員は、反社会的勢力（暴力団員又はこれに準ずる者、暴力・威力・脅迫的言辞・詐欺的手法を用いて威圧し、業務妨害し、もしくは不当要求をする者をいう。）でないことを誓約するものとします。

21. 調査の実施及び個人情報の取り扱い

- (1)

当市又は運行車両提供者（以下「当市等」という。）は、本サービスの品質向上を図ることを目的に、会員及び同乗者に対し、アンケート、撮影その他必要な調査を実施することがあります。この場合において、当市等は、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じるものとします。
- (2)

会員の安全確保のため、緊急でやむを得ない場合、又は会員が携帯電話を使用できず、コールセンターから連絡をとる必要がある場合は、本サービスに係る停留所の管理者と会員の個人情報とを共有することがあります。

22. 申込内容の変更・退会

会員は、会員登録申込書に記載された内容に変更（退会を含む。）がある場合、書面、インターネット又はコールセンターへの電話にて手続きを行うものとします。

23.コールセンターの稼働中断・停止

システムのメンテナンスのため、コールセンターの稼働を中断又は停止する場合があります。

24. 本サービスの停止・終了

本サービスの運営を停止又は終了する場合、運行車両内又は当市ウェブサイトに掲示する方法等により周知します。

25. 約款の変更

当市は、運行車両内又は当市ウェブサイトに掲示する方法で周知することにより、本約款を変更することができるものとします。
この場合において、掲示する変更日をもって変更後の約款が適用されるものとします。

26. 準拠法及び裁判管轄

本約款は、日本法に準拠し、これに従い解釈されます。

本サービス及び本約款に関する一切の紛争は、鹿児島地方裁判所又は加治木簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。